

○議長 大城真孝君

ただいまから令和2年第3回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番平良真也議員、3番神谷良仁議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は、省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

諸般の報告を行います。1. 理事会について。 去った令和2年9月28日(月)に企業団大会議室において、令和2年第7回理事会を開催いたしました。各付議事項については、次のとおりとなっております。

(1) 付議事項

- ①認定第1号 令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定について
- ②議案第6号 令和元年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- ③報告第2号 令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について
- ④議案第7号 令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

2. 報告事項について。

(1)給与問題の住民への報告について。お手元に広報紙がございますが、1ページをお目通し下さい。

(2)南部水道企業団理事会運営規程について。これも添付して運営規程がありますが、そのとおり決めましたので、お目通し下さい。

(3)入札結果報告について。以下のとおりでありますので、お目通し下さい。その中で4番目の流量計及び減圧弁設置工事につきましては、下の米印に書いてございますように9社中8社が辞退した為に入札不調となりました。再度、指名審査を行い、再入札を実施する予定であります。

(4) 令和元年度決算審査意見書の講評について。

去った7月7日（火）において、神谷博之監査委員、浦崎みゆき監査委員による令和元年度水道事業会計決算審査を行いました。

決算審査の結果を踏まえ、両監査委員より8月25日（火）に企業団へ意見書の講評をいただきました。

(5) 企業団庁舎隣地の購入について。

現在の状況としましては、公用車両10台分と来客者用の7台分の駐車スペースは確保出来ておりますが、入札時や水道週間バスツアーのイベント時または、日本水道協会主催の研修会等で約50台程度の駐車スペースが必要であり、隣接する職員駐車場を併用して活用しているのが現状です。

災害発生時においては、企業団庁舎を応急給水対策本部とする為、企業団庁舎隣地を利用して受援事業体の車両・応急給水資機材、または仮施設等のスペースの確保及び整備が必要なことから、企業団隣地を確保する必要性があることを理事へお伝えいたしました。

所要の手続き、協議を踏まえ、土地の購入・取得する判断に至った場合には改めて、議会へ付議事項としてお伺いする予定であります。以上で諸般の報告を終わります。

○議長 大城真孝君

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4. 一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

それでは、一般質問を行います。議員の皆様には、質問事項は届いていますよね、それでは、通告書のとおり質問をいたします。

まず、質問事項1番目、給与問題の両町民、利用者への説明は十分か。(1)町民等への説明については、「ちゅら水だより」本年9月の掲載で十分か。ホームページには9月25日現在みられないがどうか。あれば掲載面を提出していただきたい。

(2)問題発生の原因はなにか。(3)令和1年度まで長引いたのはなぜか。

質問事項2番目、水道水へのPFOSなどの混入が問題となった事例がある。南部水道においては、どうか。

(1)北谷浄水場系統が問題となっているが、南風原、八重瀬町内にはきていないか。

(2)来ているとすればどのように対応しているか。

質問事項3番目、摩文仁浄水場の更新計画の年次計画、資金計画を示していただきたいということで質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

給与問題の両町民、利用者への説明は十分かということで、ホームページに掲載してあるわけですが、令和2年9月発行の広報紙「職員給与問題について」の掲載内容について、十分かどうかの判断は出来ませんが、問題の事象や給料の訂正に伴う差額清算額など具体的に示しており、町民の皆様には、ご理解いただけたのではないかと考えております。

また、企業団ホームページにも同じ内容で9月30日に掲載しております。

2番目の問題発生の原因は何かということでございますが、今回の給与問題が生じた原因は、給与条例及び規則の解釈や運用などについて、関係町の各部局と連携し相談できる体制になかったこと、また、必要な情報共有等が欠如していたことが原因であるというふうに考えております。

3番目の令和元年度まで長引いたのはなぜかということでございますが、平成29年3月及び4月の給料訂正後、全職員に一連の給与問題の説明及び給料訂正に伴う差額を清算する必要があることの説明を行い、令和元年8月に労働組合と合意書を締結し、職員個別に過払金又は未払金の説明等を行いました。

その後、職員の承諾を得るまでも多大な時間を費やしてしまい、結果的に長引いてしまったものと考えております。

次に、北谷浄水場系統が問題になっているが、南風原、八重瀬町内にはきていないかということでございますが、当企業団には、県企業団からの受水分岐点が3箇所ございます。1番目に新川分岐、2番目に津嘉山調整池、3番目に伊覇調整池でございます。

北谷浄水場系統から浄水を受水している施設は新川分岐の1箇所であります。新川分岐は、西原

浄水場系統の浄水が96.4%、北谷浄水場系統の浄水が3.6%の比率で受水しております。

北谷浄水場系統から企業団へ給水する区域は、南風原町字新川、大名、宮城、与那覇、宮平、兼城地区となっております。

次のページ、配水系統図があるんですが、国道329号線から北側ブルーの地域が北谷浄水場系統からの受水をしているところでございます。

2番目の来ているとすればどのように対応しているかということでございますが、令和2年度水質検査計画において、水質管理目標設定項目である「PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の合計値」の水質検査頻度を年1回と定めており、計画どおり実施しています。

北谷浄水場系統である新川分岐（南風原町字兼城地内）において、令和元年度に実施した水質検査結果では、PFOS及びPFOAは検出されておられません。別紙の結果報告書に書いてあるとおりでございます。お目通し下さい。

次に摩文仁浄水場の更新計画の年次計画、資金計画を示していただきたいということでございますが、企業団では現在、基幹管路を耐震化管路に更新する工事を重点的に進めており、現在作成中の事業再評価書の基幹管路耐震化事業計画は2029年（令和11年度）までの予定となっております。

摩文仁浄水場については、基幹管路耐震化事業の期間中は、原水水質の動向を見極めながら浄水処理方法や浄水場の更新などについて検討し、更新計画を決定していきたいと考えています。

更新計画が決定するまでの間は、現浄水場の機能維持を図りながら使用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

それでは、1点目から再質問してまいりたいと思います。企業長からいま答弁があったのは、問題の事象や給料訂正に伴う差額清算額など具体的に示してあるからご理解いただけたらろうというふうなことで書いてございますけれども、ホームページでも同じ内容で確認いたしましたけれども、ただ、昨年の9月定例議会でも、それからこれまでも何回か議会の場で、私は最終的な報告書というものを議会にも、当然、理事会にも出されるでしょうけれども、そういったことで答弁をいただいております。

6月議会に企業長から理事会報告がありました。理事会に報告しましたという内容で、こちらに報告がありましたけれども、それは最終の処理の状況を報告しているだけであって、全容の報告にはなっていないというふうに私は判断しております。

この広報紙の記載の件では、問題の事象というのは書いてあるけれども、その時期などの経過、あるいは発生の原因、処理の内容は一部書かれておりますが、時効などによる損失のことですか、あるいは責任の所在、再発防止の具体的な対応などについて殆ど記されておられません。

全体としては不十分で到底全容を明らかにしたものだと言えないというふうに考えております。

もちろん全町民に向けて発するというのであれば、あまり膨大な量になるわけにはいかないというのは当然ですけれども、少なくとも議会にはいま言ったようなことが含まれた報告書が示されるべきだと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

今回の町民への報告につきまして、なぜ起こったかということと、具体的にどんなことが起こったのかということと、最終的にはこういうふうな感じで清算をしておりますというふうなこと、それと今後の再発防止というふうなことを述べております。

この中で、いま議員ご指摘の責任は誰にあったかというふうなことが触れられてないというふうなことでございますが、これはアドバイザー会議でも全部調べて、特に責任が誰にあるというふうなことはないです。

要するに、これは条例や規則などの運用を誤ったがために起こったことであって、それが責任として問えるようなものではないというふうな結論は出ていますので、いま言ったように誰に責任があるというふうなことは報告する必要はないと思っております。

あとは時効ですか、清算による時効とか、そういったものにつきましては、顧問弁護士と相談しながらやっておりますが、これは次長の方からこの辺の経緯について説明していただきたいと思っております。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

時効については、議会の方でも報告したところであるんですけど、不足分については労働基準法第115条に基づいて起算日から遡って2年間、過払い分については、地方自治法第236条に基づきまして、起算日から遡って5年間を算定しております。以上でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

確かにいま次長が答弁されたようなことについては、議場での一般質問だったか、あるいは説明でしたか、ちょっと正確には覚えておりませんが、報告があったのは覚えております。

ただ、町民への報告という点で、いまの時効も含め、それからアドバイザー会議での提言書にあった責任の明確性、所在、そういったことについてはございました。

ただ、そのことについてもやはり町民の皆様は、それなりの説明をすべきだろうと思うし、そうであっても私はアドバイザー会議の提言はあくまでも提言であって、それをもとに、あるいはそれとは別に責任はどこにあったのかということについては、企業団として明確にする必要があるだろうというふうに思っているのが私の立場です。これは決して私だけではなくて、町民の中にそういうふうに思っている方も多くはないかというふうに私は推測しています。

そういった点で、ちゅら水だよりも掲載されている文書の評価というのは、もちろんこれ受け止

め方は様々ですから、これで納得されるのか。あるいは不十分だというふうを感じるのか。それはそれぞれの受け取り方だと思いますけれども、私は少なくともいま申し上げたようなことで、不十分だというふうに考えております。

これまでの私の議会での一般質問の中でも、何度となく責任の所在、あるいは発生した原因、そういうことについて質^{たが}してまいりましたけれども、答弁はいま企業長からありましたように、アドバイザー会議の提言書の範囲に止まっていて、飛び級に関しては恣意的な意図や不正を行った事実は確認できず、不正はなかったと判断するとし、条例、規則に基づかない昇任、昇格をさせた事実があるとして、企業団全体が給与事務に対する理解、条例規則の認識が不足していたと判断するというふうなことで、この認識の範囲に止まっているわけです。

これがあれば、まさにあってはならないことが行われて、町民に不利益を押し付けていて、その原因も責任の所在も曖昧にして終わっていいということになっているわけです。誰もその責任を負わないという形になっていて、これでは到底町民としては少なくとも私は納得できないということでございます。

改めて、問題発生の原因と、責任の所在を明確にして、報告書の提出を求めますが、いかがですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

いま責任の所在というふうなことを非常に強く言われているわけですけど、先程も申し上げましたように、誤った解釈、運用によって今回の問題は生じているというふうに私は申し上げているわけです。

誤った運用はどういうふうな責任があるかというふうなことで、これを誤らなければ良かったのではないかというふうなことですけど、人間誤りというのは必ずあるわけです。そういったものに対して、誰が責任を取るかといったら、最終的には企業長が責任を取らなければならないと思います。給与問題に限らず、すべての問題に対して最終的な責任は企業長であると思っています。

企業長がどういうふうな形で責任を取ればいいのかというのが、やはり今回、最終的な清算処理までやるのが企業長の責任ではないかと思っています。それが今回で終わったというふうに私は考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

最後のところを確認しますが、清算、金銭的な過払いですとか、不足等についての清算をすることが責任を果たしたことになるんだというふうな認識ですね、もう一度確認します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

いま言ったように、最終的に今回の給与問題を処理するというのが企業長の責任の取り方ではな

いのかというふうに考えております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

当然、過払い、あるいは不足が生じたわけですから、それを本来あるべき形、法律などに基づいて、先程おっしゃった自治法、あるいは労働基準法に基づく手続きを行って清算をするというのは、それは当然のことであって、そういった起こしたことを組織の理解不足みたいなイメージで片付けるというのがいまの僕は到達点だと思っているんです。

結局、具体的に何をどうするのかと、ただ気をつけますと、今後起こしませんというだけでは、少なくとも起こらない保障がない。再度、再発しないという保障にはならないというふうに思うわけで、そのためにどういう仕組みを取るのかというところまで、しっかりと対策を明確に示していくことが必要だと思うんですが、その点についても改めてお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

いま広報紙の方にも今後の再発防止策としましてというふうにちゃんと書いてあるわけです。これが起こった原因というのも先程私が答弁したとおり、関係町との連携、相談ができる体制がいままでなかったと、全くそういったこともやらずに業務をこなしてきたというふうなことです。必要な情報の共有、それもできてなかったと、それが原因だと私は考えているわけです。

ですから、そういったことを今後ないようにして、相談できる体制、情報を共有する体制を整えて、今後同じようなことが起こらないようにしたいというふうにちゃんと書いてあるわけです。どうしようかと、いままでこういった誤りがあったのは、こういうことでしたと、今後は、こういった連携ができるように体制を整えていきますというふうなことでございます。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

その連絡、相談できる体制がなかったのが、これを今後は作って、既に作っていなければいけないわけですが、例えば定期的にどういう会議を持つのかとか、そういったことなどについても、いまここでいちいち私もそれを確認しようという気持ちはありませんが、そういったふうなことが具体的になされているかどうかだけ答えて下さい。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

具体的にやっているかどうかということについて、今回のアドバイザー会議で八重瀬町、南風原町の給与担当者、そういった方々も全部関係してきているわけです。そういったことで給与問題に対しては、そういった連携はできているのではないかと、その他の問題が出てきたときも同じように、そういった相談をしていきたいというふうに考えております。

ですから、こういった体制は既にアドバイザー会議を設置した時点からできているというふうに

考えています。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

アドバイザー会議は、確かにその後も引き続き存続していくというふうなことを確か提言書に書いてございました。

今後、そういった問題も起こさないという決意は受け止めるわけですけれども、そういった点についても企業長は広報紙に書いてあるんだというふうにおっしゃいますが、それと私は未だにそうは思っていないけれども、これは認識の相違ですので、それ以上は申し上げませんが、改めて議会に対して報告書を提出するという点については、どういうふうを考えていますか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

今回の広報紙に書いた給与問題についての最終的な報告で議会の方に納得するかどうかというのはちょっとあれですけど、私はこれで議会についても納得していただけるものだと思っております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

議会に対してもちゅら水の記載文書で、これが最終報告書だと、こういうことですね。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

そのとおりでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

私も議会の一人ですから、これだけではやはり不十分だろうと、前回でしたか、前々回でしたか、平成30年の第4回、12月定例会ですけれども、この中には大変細かく時系列で報告していただきました。

平成26年の2014年賃金に関わる再要求書あたりかなり詳しく答弁をいただきまして、それからこれもその後さらに1年経っているわけですから、時系列としては更新されなければいけないわけですけど、そういったことも含めて、そしていま企業長から答弁いただいた今後の対策、アドバイザー会議をやっているから、少なくとも給与問題については大丈夫だというような答弁でしたけれども、それはそれぞれの町と企業団の担当部局とのやり取りが日常的に十分に行われるということには必ずしもならないと思うんです。

アドバイザー会議というのは、何かがあったときに企業団から集まってもらって、そこに詳しく調べてもらうという会議であって、日常的に設定されている会議でもないし、そういう意味では私は企業長の答弁は、僕の聞いていることにちゃんと答弁したことにならないんじゃないかというこ

とでもありますし、解決に結びつくということでもないだろうと思います。その点はいかがですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

私は、このアドバイザー会議がこれからのこういった再発防止策として機能するというふうに申し上げておりません。

アドバイザー会議で、両町の給与担当者、関係者含めて、みんな顔を合わせて今回の問題を解決しておりますので、今後とも同じような問題が起こらないように気軽に電話、あるいは直接行って、こういった給与の訂正とか、そういったものがある場合には、同じような情報を共有してやっていけるのではないかとこのように申し上げているので、アドバイザー会議を再度招集するというものではございません。

そういうふうなあれは十分に培われていて、これからは気軽にお互いの情報交換ができるような体制が作られているというふうに申し上げております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

わかりました。アドバイザー会議があるから、それで十分だということではなくて、その中で十分議論した結果、それぞれの部局との連携、連絡、相談なども十分にできるようになっているだろうというふうなご答弁だというふうに理解しましたけれども、そうすると定期的に会議をしっかりと持つとか、そういうことでもなくて、日常の業務の中で行われていくということだというふうな理解でよろしいわけですね。もう一回、すみませんがお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

そのとおりでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

ぜひ、それには私は当然そうなることを期待したいと思います。同時に、アドバイザー会議ではこれも大変抽象的と言えば抽象的、どう受け止め、どうすればいいのかという点でももっと工夫しないといけないのかなと思うんですが、第1回、第2回の提言、2回に分かれてやっておりまして、3月31日付けの提言ですけど、これでは最後のところですが、今回の聞き取り調査にあたり露呈したのが上司と部下間の相互不信、信頼性の希薄が根底にある。23名という職場環境の中で、上司は部下を信頼し、部下は上司を敬い、良好な職場を築くよう提言するというふうなことで、大変失礼な言い方かもしれませんが、当然と言えば当然ということであって、しかしまた、じゃどうするのということで具体的にやるのが大変難しそうな課題になっていて、一朝一夕に改善ができるものとは思われないわけです。

そういった点で、より具体的にこういう対応を取りましたというふうなものが私は必要だろうと思います。いまだうしろということは言いませんけれども、また、報告書に書けとは申しませんが、報告書は、これで報告書終わりですということでは、あまりにも不十分だということをしり上げ、引き続きそのことは求めていきたいというふうに思って、この点は終わります。

それから次にPFOSの問題、これについては先回の議会でしたか、いまいただいた配水系統図、前回、全議員に配られたかどうかはわかりませんが、私はいただきました。

これでも新川の分岐は、ある記述には西原浄水場と書いてあるし、また、ある記述には石川浄水場と書いてあるということで、どっちが本当なんだろうというふうに思っていたところでした。いま明確に割合まで示していただけて理解いたしました。

それからすると96対4ぐらいの割合で北谷浄水場が3.6%入っているということで、水質検査の結果はゼロだったということでいま報告ありましたけれども、町民の皆さんからすれば、いま明確にありました国道329から北側については、北谷浄水場の分がいま言った割合で含まれているということで、やはり不安の声もございますので、この割合というのは、南部水道と県との話し合いの中で、あるいは取り決めの中で行われていることですか。これを100%、西原浄水場というふうにするにはならないものですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

私は、元々企業局にいた関係でよく知っているわけですが、北谷浄水場系と石川浄水場系、西原浄水場系、それぞれの浄水場から水処理をされて送られてきます。そのすべての管が繋がっているわけです。繋がっている関係で死水対策として、死水というのは同じところにずっと水が溜まったら腐っていきますので、そういった対策で少しずつ流しているわけです。

いま北谷浄水場3.6%、非常に少ない比率で入っているというのは、これは北谷浄水場系統のパイプが西原浄水場系統のパイプと繋がっていて、そこにそれぐらいの水が入ってくるようになっていて、ですから、これは人為的にこれだけに絞っているということではなくて、いま言ったような感じで、すべての浄水場、管に繋がっているところは同じように混ざっていくような形になります。

ですから、企業局と調整して、その比率を決めているわけではございません。自然にそういうふうな形で、結果的にこれだけ混ざっていくような形というのがわかったということです。以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時36分）

再開（10時36分）

再開します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

私はもちろん管の死水対策ですか、そういったことについて詳しくないわけですのでわかりませんが、この北谷浄水場からのものをゼロにしていくということは不可能なことですか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

いま申し上げましたように北谷浄水場系統と西原浄水場は繋がっています。繋がっていて、そこをゼロにしますと、そのゼロにしたところのパイプに北谷浄水場の水がずっと永遠に溜まり続けて、それが死水と言います。死水にしますと水質も悪化していきますので、これは徐々に流していくというふうな形で、我々企業団のパイプも同じです。常に流れるような形ですべての管路は繋がっていて、そういった死水ができないように水道事業体はやらなければならないというふうに考えております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

技術的にというか、水の水質を保つためにできないというふうなことで理解したいと思います。

確かに検査結果ではゼロだということでもありますので、安心はしますけれども、やはり町民の皆さんからすれば、私たちが使っている水はどうなんだろうというふうに新聞報道などを見て思うのは自然なことですので、それについては私はいまそういう答弁があったということでお答えはしますけれども、できれば企業団としても、町民の皆さんのそういった不安には伝えられるようにしていただきたいということで希望しておきたいと思います。

3番目の摩文仁浄水場の件ですけれども、いま計画はなくて2029年まではいまある管の維持管理といたしますか、耐震化を進めていくんだというふうなことで、摩文仁浄水場のことについては、いま計画はないというふうな理解はしましたけれども、この浄水場のタンクといたしますか、砂を入れてある層、去年みんなで見学に行きましたけれども、まだコロナがない頃でしたので、石川浄水場を見学したり、摩文仁も見ましたが、前回も確か1番金城議員、3番神谷議員から指摘があったかと思うんですが、衛生面というのかな、見た目というか、水質検査そのものは当然にいたしますけれども、やはり見た目ですとか、その点、露店で屋根もないといったこともあります。あれはいつ完成したのですか。いつから供用開始をされていますか。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

摩文仁浄水場は、企業団が創設したのが昭和37年12月であります。それから浄水場はずっと供用しているという状況です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

そういうことですけれども、前回、私たちが見学行ったときにも、ちょっと休憩願います。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時40分）

再開（10時40分）

再開します。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

ということで屋根もない、周りにフェンスがありましたけれども、実際は動物だとか、あるいは植物の種だとか、そういったものがどんどん入ってくるわけです。結果的には、水質は確保されているということですが、そういった形で、いま言ったように見た目の衛生だけではなくて、例えば、極端の話をしますと、テロですとか、そういったことなども想定してしまうと、大変不十分なものだろうと思っているわけです。私は早急な改善が必要だろうということで、今回の質問をしたわけです。

そうすると、いまの答弁どおり、2029年、少なくともそこまでは摩文仁浄水場については、水質の検査がちゃんとやられているからいいというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

摩文仁浄水場の更新計画と申しますか、それは先延ばしで令和11年度まで延ばすということがあります。その間にいま議員のおっしゃられました衛生面の確保ということで、ろ過池の方に屋根ですか、そういったものをやる計画はないかというふうに受け止めたわけですが、全くそういうふうな計画はございません。

そもそも浄水場のろ過池というのは、全国どこでもそうですが、屋根のついた浄水場というのは雪国とか、そういったところぐらいで、特に南の方に行きますと、全くそういった害はございませんので、屋根付の浄水場というのは北谷浄水場の高度浄水処理施設、これはどうしても屋根付けなければ太陽光線によって藻とか、そういったものが発生するものですから、それを防ぐために屋根を付けております。

ご存じのように摩文仁浄水場は、緩速ろ過ということで、この表面に藻ができることによって、ろ過の処理能力が上がると、そういった浄水場でございますので、屋根を付けるということは、そのろ過機能を阻害する要因になりますので、いまのままでいくということしかできないと思います。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

私も勉強不足のところもたくさんあるとは思いますが、私たちが勉強させていただいた石川浄水場、ものすごく素晴らしい施設だなと、我々の施設と比べて格段の違いだなというふう

なことを思いまして、そういったことで私は町民があそこで私たちの水をろ過して届けていますよということで町民に説明するというのは、正直言って非常に難しいなというふうに思っているところでは。

ぜひ、改めて検討していただいて、そういった町民の不安、心配に応えられるようなことをしていただきたいなというふうに希望して終わります。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時44分）

再開（10時45分）

再開します。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時45分）

再開（10時50分）

再開します。

日程第5．認定第1号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定について

○議長 大城真孝君

日程第5．認定第1号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

休憩します。

休憩（10時51分）

再開（10時51分）

再開します。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

日程第5．認定第1号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定については、日程第6の議案第6号と関連があるため、一括してのご審議をお願いします。

いま一括での審議をお願いしたわけでございます。

認定第1号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度南部水道企業団水道事業会計の決算を別紙のとおり議会の認定に付する。

令和2年10月7日提出

南部水道企業団企業長 多和田眞次

議案第6号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので、議会の議決を求めます。

令和2年10月7日提出

南部水道企業団企業長 多和田眞次

詳細については、次長から説明させます。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私の説明は、お手元の決算附則書類をご説明したいと思います。

最初のページは9ページになっていますが、お開きしていただきたいと思います。

説明します。最初のページは9ページとなっておりますが、これは決算書を切り離してのページになっておりますので、ご了承下さい。

令和元年度南部水道企業団水道事業報告書をご説明いたします。

1 概況（1）総括事項、ア 業務の状況、令和元年度の業務状況は、給水栓数が2万644栓で、前年度に比べ436栓増加し、年間総配水量768万9,073 m³で前年度に比べ7万5,399 m³増加し、年間有収水量も前年度に比べ4万9,448 m³増加の729万7,461 m³となっております。

また、有収率については、前年度に比べ0.29ポイント低下の94.91%となっております。

イ 工事の状況、令和元年度の建設改良事業は、津嘉山北土地区画整理地区、布設後40年を経過した管路の布設工事及び国道・県道・町道の道路工事に伴い配水管の移設工事（延長1,048 m）並びに消火栓設置工事（14基）を実施しました。また、前年度繰越した配水管布設工事（3件、延長2,769 m）を実施しました。

ウ 財政の状況、収益的収支（税抜）については、総事業収益が16億4,095万4,356円（対前年度比0.8%増加）で、総事業費用が15億269万4,375円（対前年度比1.5%増加）となり、当年度純利益は1億3,825万9,931円となっております。

収益的収入については、給水収益が14億3,514万7,801円（前年度比0.3%増加）となっております。

資本的収支（税込）については、資本的収入額1,742万1,239円に対し、資本的支出額は3億1,578万7,609円となり、不足額2億9,836万6,370円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収

支調整額1,651万2,313円、減債積立金1億405万8,413円、過年度分損益勘定留保資金1億7,779万5,644円で補てんをしております。

次に10ページでございます。10ページは、(2) 議会議決事項を令和元年6月27日議決から令和2年3月30日議決までを記載しております。お目通しのほど、よろしくお願いいたします。

次、11ページは(3) 行政官庁認可事項8件を記載しております。

特には令和元年10月4日に厚生労働大臣へ水道事業変更認可申請をし、同年10月16日付けで認可を受けました。

現在は、事業執行に向けての事業再評価書の作成中でございます。

次に(4)は職員に関する事項を記載しています。過去2年間、事務職員11名、技術職員11名の合計22名で増減はありません。

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項は、消費税率の改定に伴い、令和元年10月1日より水道料金及び水道加入金を改定しました。

次に12ページは、2 工事、①繰越建設工事の概要(1件100万円以上)では、令和元年度に完了した平成30年度繰越工事3件を記載しています。

また②建設工事の概要(1件100万円以上)では、令和元年度に実施した主要な建設工事10件を記載しております。お目通しのほど、よろしくお願いいたします。

次に13ページお開き下さい。3 業務、(1) 業務量、(2) 事業収入に関する事項(消費税抜き)、(3) 事業費に関する事項(消費税抜き)を記載しております。お目通しのほど、よろしくお願いいたします。

(4) その他主要な事項は該当なしでございます。

次に14ページは、4 会計、(1) 重要計画の要旨は、12ページにて述べたとおりでございます。お目通しのほど、よろしくお願いいたします。

(2) 企業債及び一時借入金の概要は、ア 企業債は令和元年度に1億405万8,413円消化したために未償還残高は、11億4,843万1,606円となっております。イ 一時借入金は該当なしでございます。

(3) その他会計経理に関する重要事項は、平成26年度から地方公営企業における新会計基準を適用しております。

5 附帯事項、該当事項なしでございます。

6 その他、(1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要事項は該当事項なしでございます。(2) その他も該当事項なしでございます。

次に15ページ、15ページの令和元年度キャッシュフロー計算書、また16ページから19ページの令和元年度収益費用明細書、20ページの固定資産明細書、21ページから22ページの企業債明細書につきましては、地方公営企業法第30条(決算)第6項及び地方公営企業法施行令第23条(決算)にあわせて提出すべき書類となっております。お目通しのほど、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

決算書の詳細説明につきましては、後程、経営課長の方からいたします。私からは以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（11時00分）

再開（11時02分）

再開します。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からは認定第1号と議案第6号、剰余金の処分について連続して説明していきたいと思しますので、先程、事務局より配っていただきました右上の方に赤い枠で囲った資料、決算報告書と決算付属書があるんですが、私が説明する部分だけを抜き出したものが先程事務局からお手元にお配りされていると思いますので、それに沿って説明していきたいと思います。

同じ決算書というタイトルの事前にお配りしたものと、先程お配りしたものがあありますが、右上の方に赤い枠で囲ったものに沿って説明していきたいと思います。

決算書にタイトルがあって、ページ捲っていただいて、私の方からは決算報告書の方をまず説明申し上げます。

令和元年度南部水道企業団水道事業決算報告書。

収益的収入及び支出、収入の部、左側より区分、予算額、決算額、増減、備考とありますが、区分と決算額を読み上げて説明に代えていきたいと思います。

第1款水道事業収益、決算額17億7,106万9,585円、第1項営業収益、決算額16億584万7,999円、第2項営業外収益1億6,459万6,632円、第3項特別収益62万4,954円。

支出の部、第1款水道事業費用16億1,549万2,699円、第1項営業費用15億5,412万4,344円、第2項営業外費用5,986万9,202円、第3項特別損失143万6,153円、第4項予備費の支出はございません。

次のページをお開き下さい。これが資本的収入及び支出、第4条予算です。同じように読み上げていきます。収入、第1款資本的収入1,742万1,239円、企業債の借入もなしで補助金もありません。第3項その他資本収入1,742万1,239円。

支出の部、資本的支出3億1,578万7,609円、第1項建設改良費2億1,128万5,558円、第2項企業債償還金1億405万8,413円、第3項その他資本的支出44万3,638円、予備費の支出もございません。

資本的収入に対して不足する分、補填財源の分については、下の方に書き加えてございますので、お目通しのほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、決算報告書の中の3条の収益的収入及び支出、4条の資本的収入及び支出については、とりあえず説明を終わらせていただいて、詳細については、後程また説明したいと思います。以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（11時07分）

再開（11時08分）

再開します。

本議場に代表監査委員が出席されておりますので、代表監査委員より令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算審査意見書について概要の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 代表監査委員 神谷博之君。

○識見監査委員 神谷博之君

代表監査委員の神谷でございます。私の方から令和元年度南部水道企業団水道事業会計の決算審査意見書について説明をいたします。着席してよろしいでしょうか。

事前にお配りしております令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算審査意見書、これに基づいて説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

1 ページが目次でございます、2 ページ以降がその内容説明になりますので、2 ページをお開き下さい。

まず、審査の対象でございますが、令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算で、その審査を令和2年7月7日に浦崎議員とともに実施をしております。

審査の方法でございますが、企業長から審査に付された決算及び関係書類について、次のとおり審査を行っております。

1 点目、法令に定められたすべての決算及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているのか。また、それらの計数は、証憑書類と一致しているか確認を行っております。

2 点目、会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続きにより処理されているか。また、予算の執行は、適正に行われているかを検証しております。

3 点目、経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則、これは企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進でございます。この基本原則に従って運営されているのか分析検討を行っております。

次に審査の結果でございますが、審査の結果は、まず1点目、決算及び関係書類は、法令に基づき作成されており、それらの計数は、証憑書類と一致していると認められました。また、経営成績及び財政状態に関する書類は、正確に作成されていると認められました。

2 点目、会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続きにより処理されており、また、予算の執行は、適正に行われていると認められました。

3 点目、経営は、地方公営企業法に定める経営の基本原則に従って運営されていると認められました。

3 ページ以降には、審査の概要ということで業務実績や決算報告書、あるいは損益計算書、貸借対照表等について主に対前年度と比較しながら審査を行いまとめてございますが、その内容につき

ましては、先程、次長からも説明がありまして、また後程、経営課長から詳細な説明もされるようでございますので、また経営分析比率につきましてもほぼ良好な状態にありますので、私の方からの説明は省略をさせていただきまして、11ページにむすびとして、令和元年度水道事業会計決算と今後の事業経営についての総評を以下項目でまとめてございますので、それを読み上げてまいりたいと思います。

まず、1. 水道ビジョンについて。平成24年3月に策定された水道ビジョンについては、厚生労働省から示された「安全」、「持続」、「強靱」の観点から令和3年度(2021年度)中には新水道ビジョンの改定版策定に取り掛かり、これまで継続してきた施策を継承しつつ、今後10年先を見通し南風原町と八重瀬町の発展と福祉に寄与する水道事業の理想像を描いたものになるよう希望する。

2. 経営戦略について。現在、策定作業中の経営戦略は、新水道ビジョンで設定される施策目標が計画の根幹となり、かつ、将来に渡り水道事業が安定的に事業継続して経営していくための中長期的経営基本計画として位置づけられることから、実現性が高く、より施策効果が発揮できる内容となるよう希望する。

3. 事業経営について。水道料金体系の見直しについては、新水道ビジョン及び経営戦略の計画立案において重要事項と位置付け、現状の単一料金体系の在り方を含め需要の動向を詳細に把握分析した上で、今後増加する単身世帯(独居所帯)等の基本水量以下使用者に配慮した基本水量と基本料金の在り方、そして30立方メートル以上が上限となっている従量料金区分の増設の必要性についてをまず、第一段階に検討していただきたい。

また、将来において近隣事業体と同じような口径別及び用途別料金体系へ改定することも想定しつつ、今後の施設更新に充てる多額の財源を自己財源として安定的に確保していくための料金水準の在り方について継続的に調査検討に取り組むことを希望する。

令和元年度においては、有収率が前年度の95.20%から0.29ポイント低下しております。年間有効水量の89.25%を企業局から受水していることから購入した水をできるだけ高い確率で有効・有収水量にするため事業の変更認可申請で設定した目標有収率を維持する効果的な漏水防止対策に努められたい。

むすびに、これまで企業団が行ってきた事務効率化と経費の節減については、これからも取り組むこととし、これまでの経験を活かし「安全」、「安定」、「安心」を軸に需要者への安価な水をこれまでどおり提供していけるように、創意工夫に励むよう希望する。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで代表監査委員の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、代表監査委員に対する質疑については、決算意見書内に止めていただきますよう、お願いします。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑ないようですので、進めます。これで代表監査委員に対する質疑を終わります。

代表監査委員、大変有難うございました。どうもお疲れさまです。

休憩します。

休憩（11時16分）

再開（11時17分）

再開します。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

決算報告書の次のページ、令和元年度キャッシュ・フロー計算書から説明していきたいと思っております。昨年の決算では事細かく資料の方を読みましたが、もっと簡潔にという指摘がありましたので、わかりやすく簡潔に説明していきたいと思っております。

決算に合わせて提出すべき書類がキャッシュ・フロー計算書となっております。先程、次長の報告にもありましたとおり、決算付属書15ページに記載しております。

資料の上段の青色の枠が経営活動によるキャッシュ・フローで水道事業体本業におけるお金の流れです。その結果2億8,024万4,624円のプラスとなっております。

続きまして、青枠の下の方、色は紫なのですが、その枠は投資活動によるキャッシュ・フローで水道事業運営の設備投資など、将来に向けたお金の流れです。これが1億8,615万7,564円投資されていることがおわかりいただけたらと思います。

続きまして、緑色の枠は、財務活動によるキャッシュ・フローで資金調達がどのようにして行われたかを把握できるお金の流れとなっております。

その中で企業債の借入がないのでゼロです。南風原町、八重瀬町からの出資金も入っていないので、これもゼロです。

企業債の償還に充てた1億405万8,413円を表しているだけになっております。

続きまして、下の3行ですが、資金の増加、又は減少額の方で資金が997万1,363円減少していることを表しております。投資活動によるキャッシュ・フローのところに矢印をもっていっていますが、資金が減少した要因としましては、国庫補助金の補助もなく、企業債の借入もない中、主に国道バイパス、329、507等の工事に1億9,272万9,588円の自己財源を充てたことが資金減少の主な要因となっております。

続きまして、次のページお聞きをお願いします。これは決算について作成すべき資料ということで公会計では必ず出てくる資料です。令和元年度決算損益計算書です。いろいろごちゃごちゃ書いていますが、赤と緑の枠を追いながら説明していきたいと思っております。

営業収益、営業費用の約50%は企業局へ受水費として払う額に相当します。支払った残り50%の収入でやり繰りをしているということになってございます。

左側の中段の赤枠、営業利益ですが、営業収益と営業費用による営業利益は310万1,075円で、前

年度より2,543万1,116円減少していますが、これも矢印を上の方にもっていっておりますけれども、変更認可申請に伴う委託費3,542万4,000円の支出が影響した結果となっております。

概ねおおよそ10年とありますが、今回の変更認可は令和7年を目標にした数値でありまして、その7年後、人口増加すると、また変更認可の申請が必要になりますし、先程、企業長からもありましたとおり、事業再評価の事業が令和11年まで予定されていますので、その後の事業計画ができたときにまた変更認可が必要になってきます。

その次の左側の赤枠の経常利益ですが、経常利益は特別利益と特別損失によるもので1億3,899万5,824円となっております。この経常利益は、前年度とほぼ同じ額で、同じ収支の内容となっております。

次に5番と6番、特別利益、特別損失を集計した結果が当年度純利益1億3,825万9,981円となります。

左側の下の方に剰余金処分計算書とありますが、この3つ、当年度純利益と、その他未処分利益剰余金の変動額と、当年度未処分利益剰余金が一括審議していただきます利益剰余金の処分計算書の方と一致することになります。

その中で、その他未処分利益剰余金変動額については、例年ゼロとなっていました。令和元年度において経営戦略の策定に伴い、現有資産と帳簿台帳の照合、現有資産の取得財源の内訳の精査を行ったところ、資産減耗費7,615万9,000円を令和元年度予算で増額補正しましたし、令和2年度当初予算においても1億2,028万9,000円の資産減耗費を計上しております。

このように資産の出し入れ、資産の財源の見直しを行った結果、今年度に関しましては、当年度未処分利益剰余金の変動額が6億6,364万6,756円と大きくなってございます。

次のページをお開き下さい。このページが一括審議していただきます剰余金処分計算書となります。一番上の青枠が横に枠を広げていますが、前年度末の残高となっております。

議会の議決を経て、前年度の処分が行われて中段の赤枠真ん中の方の処分後の残高になります。

表の中で赤、青、水色、緑の丸印が次のページの剰余金計算書と関連してきます。その次のページをお開き下さい。

令和元年度南部水道企業団水道事業剰余金処分計算書です。利益剰余金の処分については、企業債の償還に充てた1億405万8,413円を資本金に組み入れ、将来的な更新財源として建設改良積立金へ5億5,589万9,982円を積み立て、残りを企業債の償還原資として減債積立金に積み立てることとしました。

剰余金の計算書の方も例年と比べて変動した額が大きい分、かなり計算書の方でもごちゃごちゃしていますが、中身については、資本金への組替と建設改良積立金への積立と企業債の償還のための減債積立金に積み立てることでもよろしいのでしょうかというような計算書の中身になっています。

続きまして、令和元年度決算貸借対照表です。貸借対照表の決算について作成すべき資料となっております。決算付属書20ページにも先程次長が説明した固定資産明細書が記載されていますが、

ここでは貸借対照表で表示しています。

まず、真ん中の青い枠は固定資産を取得したときの取得額です。その青い枠のすぐ下に三角印がついていますが、減価償却の累計額で取得資産へ投資した資金の回収が達成された額となります。

その右隣の緑の枠は現有資産の未償却額で、今後、減価償却費として予算に計上して現金の支出を伴わない費用として投資資金を回収していくための額となります。

償却済の額と未償還額の比率ですが、償却済の額が大きければ大きいほど資産の耐用年数の経過年数が古い資産ということになります。青と緑の両方の割合で古い、新しいというのが見て取れると思います。

固定資産の累計額、緑の矢印を横に引っ張ったところですが、61億5,583万1,119円となっております。

一番下の流動資産については、この青い説明書のとおりで資産の合計が80億7,209万6,385円となっております。これが資産の部になります。

その次のページですが、ここは負債の部となります。企業債も含めて起債の方が載っています。

上の方の固定負債の方は、資金調達状況が記載されていますが、返済しなければいけない負債で支払い期限が1年を超える、将来に渡って返済していかなければいけないものが固定負債に計上されております。

真ん中の赤枠ですが、これは資本金です。資本金や事業で得られた利益、返済不要、これは現世代の負担ということになっております。

これで私の方からの説明を終わりますが、その次の方に企業会計の特徴がつかめる資料、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、発生主義の例とか、減価償却、3条、4条予算の内容とかというのを私の説明が足りない分、資料としてございますので、お目通しのほど、よろしくをお願いします。説明以上で終わります。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩（11時31分）

再開（11時31分）

再開します。

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、認定第1号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第6．議案第6号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長 大城真孝君

日程第6．議案第6号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

先程、提案理由の説明は終わっていますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第6号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決定されました。

日程第7．報告第2号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長 大城真孝君

日程第7．報告第2号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について、企業長より説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

報告第2号

令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

詳細につきましては、経営課長から説明させます。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方から資金不足比率の報告の内容を説明申し上げます。この件につきましては、監査委員の意見が3ページ目に付されていますが、その審査の結果の2番の項目の下から2行目に流動資産の額が流動負債の額を上回っており、資金不足は生じないということになっておりますので、先程企業長が読み上げました報告第2号の令和元年度の資金不足比率の表の中には横棒で発生していないという表示にしています。

地方公共団体においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率というものを財政健全化法の規定に伴って算出することになっておりますが、公営企業につきましては、資金不足比率を算出することになっております。

その結果を生じていないということで表示しています。以上で説明を終わります。

○議長 大城真孝君

これで、報告第2号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第5．議案第7号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 大城真孝君

日程第5．議案第7号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 多和田眞次君

議案第7号

令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和2年10月7日提出

詳細につきましては、次長から説明させます。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私からの説明、次のページをお開き下さい。

令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条 令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出（第3条予算）につきましては、次の3ページをお開き下さい。3ページの令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画からご説明いたします。

収益的収入及び支出（第3条予算）の支出において、第1款水道事業費用は、既決予定額17億5,685万5,000円に補正予定額224万4,000円を加えた額17億5,909万9,000円の予算としております。

第1項営業収益は、既決予定額16億8,637万3,000円に補正予定額224万4,000円を加えた額16億8,861万7,000円の予算としております。第2目配水及び給水費は、既決予定額1億3,634万7,000円に補正予定額224万4,000円を加えた額1億3,859万1,000円の予算としております。

理由としましては、備考欄にて修繕費、施設修繕224万円で、こちらの方は配水管移設工事に伴う給水管切替工事費17件分を計上しております。以上のことから当年度の純利益は当初予定しておりました予算での1,663万8,000円より204万円減少の1,459万8,000円を見込んでおります。

次に資本的収入及び支出（第4条予算）の支出におきましては、第1項資本的支出は既決予定額2億1,150万6,000円に補正予定額5,570万円を加えた額2億6,720万6,000円の予算としております。

第1項建設改良費は、既決予定額1億30万2,000円に補正予定額5,570万円を加えた額1億5,600万2,000円の額としております。

第1目原水及び浄水施設費は、既決予定額297万円に補正予定額470万円を加えた額767万円の予算としております。理由としましては、備考欄にて工事請負費、浄水送水施設整備費470万円については、摩文仁浄水場3号送水ポンプの故障取替工事費を計上しました。

なお、当該ポンプは平成17年度に設置し、15年経過しております。

第2目配水及び給水施設費は、既決予定額9,184万円に補正予定額5,100万円を加えた額1億4,284万円の予算としております。理由としましては、備考欄にて工事請負費、送水配水施設整備費5,100万円は、国道507号道路改良工事に伴う配水管移設工事費4,943万4,000円、照屋地区雨水管工事に伴う配水管施設工事費156万6,000円を増額補正するものでございます。

また、2ページに戻りまして、2ページの中段の第3条予算は、いま申し上げました予算第4条本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億264万3,000円を資本的収入額

が資本的支出額に対し不足する額2億5,834万3,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額364万2,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額870万6,000円に過年度分損益留保資金9,279万8,000円を過年度分損益勘定留保資金1億4,343万4,000円に改め、当初からの減債積立金1億620万3,000円を加算した額で資本的支出の予定額を次のとおり補正することとしております。以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

ないようですので、進めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第7号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和2年第3回南部水道企業団定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員(議席番号2番) 平良 真也

署名議員(議席番号3番) 神谷 良仁